

建設現場における「快適トイレ」導入試行要領

1. 目的

建設現場の仮設トイレについては、一般的に和式型が利用されているが、建設現場で働く女性が増える中、男女ともに働きやすい職場環境の構築が課題となっている。

このため、奈良県においても、建設現場における職場環境改善の一環として、建設現場における仮設トイレに「快適トイレ」を導入試行することとする。

また、建設現場での快適トイレの普及により、災害時における避難所等への設置も広がるという効果を期待するものである。

2. 対象工事

建設現場における「快適トイレ」導入試行要領対象工事は、令和3年12月1日以降に起工する奈良県県土マネジメント部発注の土木工事において、以下の条件を満たすものとし、特記仕様書に明記された工事とする。

- ・当初工期（工場製作期間は設置対象期間から除く）が3ヶ月以上の工事

ただし、災害復旧工事、緊急対応工事及び維持等の総価契約工事は除くものとする。

3. 定義等

- ・仮設トイレ：従来の仮設トイレ（和式型）のこと。
仮設トイレ（和式型）の賃料、運搬・設置・撤去費用、点検費用、汚物処理費、水道使用料について、積算基準では、共通仮設費率計上分に含まれている。
- ・快適トイレ：以下の①～⑪の全てを備えた仮設トイレのこと。
 - ① 洋式便座
 - ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
 - ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
[必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること]
 - ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
[二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの]
 - ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
 - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

- ・受注者は、快適トイレの導入の希望の有無について、工事着手前に工事打合簿（別紙1）により発注者と協議し、快適トイレの導入を希望する場合は、快適トイレ標準仕様の内容が確認できる資料を添付する。監督職員は、快適トイレ標準仕様の内容が確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。

快適トイレ標準仕様を備えていないトイレは、快適トイレとして取り扱わないこととする。

- ・原則、試行対象とする工事に適用するが、市場において仕様に沿ったトイレが流通していない可能性があることから、積算においては当初計上せず、導入できた工事について変更計上する方法とする。

仕様に沿ったトイレが手配できない場合は、監督職員と協議を行い、快適トイレを導入しないものとする。

- ・受注者は、快適トイレを設置した場合、「快適トイレ設置報告書」（別紙2）と快適トイレ設置に要した費用（基本料金（整備費）及び1ヶ月料金）の見積書を監督職員に提出しなければならない。

5. 快適トイレの積算計上費用

- ・快適トイレの設置に要した費用は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。（102,000 円/2 基・月が上限）

※1：「積算上の差額」：『実際に要した費用』から10,000 円を減じた額。

『実際に要した費用』は、受注者から提出される「快適トイレ設置報告書」に記載された金額とする。

- ・ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている製品については、男女別の入口となっている場合に限り、1ハウスで上限額（102,000 円/基・月）まで計上可能とする。
- ・積算方法は、共通仮設費の営繕費に積み上げ、変更契約の対象（運搬・設置・撤去費用、点検費用、汚物処理費、水道使用料については、積算基準では、共通仮設費率計上分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない）とする。なお、単価の管理費区分「0」とする。

6. 特記仕様書への反映

- ・特記仕様書

以下の例を参考に、本試行の対象工事である旨を記載するものとする。

(特記仕様書 例)

快適トイレ導入試行工事 特記仕様書

現場環境改善（快適トイレの試行設置）について

本工事は、建設工事現場における「快適トイレ」導入試行の対象工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『建設現場における「快適トイレ」導入試行要領』により行うものとする。

1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレ標準仕様】

- （１） 洋式便座
- （２） 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- （３） 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
[必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること]
- （４） 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
[二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの]
- （５） 照明設備（電源がなくても良いもの）
- （６） 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）
- （７） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８） 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９） サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- （１０） 鏡付きの洗面台
- （１１） 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨仕様】

- （１２） 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- （１３） 擬音装置
- （１４） 着替え台（フィッティングボード等）
- （１５） フラッパー機能の多重化
- （１６） 窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７） 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

2. 設置に要する費用

快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの導入の希望の有無について、工事着手前に工事打合簿（別紙1）により発注者と協議する。また、受注者は、快適トイレの導入を希望する場合は上記「1. 内容」を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限 51,000 円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ計 2 基/工事までとする。ただし、男女別一体型の場合は、男女別の入口となっている場合に限りこれを 2 基とみなすものとする。

また、運搬・設置・撤去費用、点検費用、汚物処理費、水道使用料については共通仮設費率計上分に含むものとし、2 基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

3. 実績の確認

受注者は、快適トイレを設置した場合、「快適トイレ設置報告書」（別紙2）と快適トイレ設置に要した費用（基本料金（整備費）及び1ヶ月料金）の見積書を監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、施工中においては設置した快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

4. その他

快適トイレの流通の関係上、仕様に沿ったトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

附則

この要領は、平成 29 年 7 月 27 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。